

田辺市修学奨学生（奨学金）募集要項（令和8年度）

1. 勉学への意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象に、田辺市修学奨学生（奨学金）を募集します。

2. 奨学金の区分

「無利子貸与」（卒業後6か月経過後10年以内に返還）

3. 奨学金の募集条件等

（1）募集奨学生（奨学金）の種別

○大 学 「4年制以上の大学生」

○短大等 「短大生並びに高等専門学校4・5年生及び専修学校専門課程生」

○高校等 「高校生並びに高等専門学校1～3年生及び専修学校高等課程生」

（上記の学校の種別は学校教育法に定めるものとします。）

- ・令和8年度において、上記の学校に在学する者（進学予定の者を含む。）を対象とします。
- ・通信教育、専攻科、別科、大学院は除きます。
- ・専修学校とは、学校教育法第124条に規定される学校であり、第134条に規定される各種学校は含まれません。
- ・専修学校のうち対象となるのは、高等課程と専門課程とします。

（2）募集条件

- ①保護者が田辺市に住民登録があること。
- ②世帯所得が、田辺市修学奨学生所得基準の基準額以下であること。
- ③保護者が市税を完納していること。

（3）奨学金貸与月額及び採用人数

○大 学 貸与月額 3万円 （入学準備金併用時：月額 2万円）

採用人数 10人程度採用

○短大等 貸与月額 3万円 （入学準備金併用時：月額 1万5千円）

採用人数 5人程度採用

○高校等 貸与月額 1万円

採用人数 5人程度採用

※選考により貸与者を決定しますので、応募者全員に貸与できるとは限りません。

（4）募集期間等

令和7年10月1日（水）～令和7年10月23日（木）

- ・選考委員会で選考の上、11月下旬に採用者に内定等の通知を行います。
- ・内定者および保護者を対象に、令和8年3月に面談を行う予定です。
- ・入学後、4月中旬までに「誓約書」、「借用証書」及び「在学証明書」等を提出していただきます。借用証書には連帯保証人2名（奨学生の扶養者（親権者）及び別世帯で独立して生計を営む方とします。）が必要になり、連帯保証人となる本人に自署、押印いただくとともに、印鑑証明書の添付が必要です。

（5）貸与時期

入学後、奇数月の25日に振込み（2ヵ月分）

（6）提出書類

- ①田辺市修学奨学生（奨学金）願書（様式1、申請者用）

②令和7年度所得証明書（令和6年中の所得を証明したもの）

- ・就学前児童及び就学者以外の家族全員について必要です。（専従者、年金所得者も必要）
- ・「就学者」とは：小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校、専修学校（学校教育法第124条に規定される学校で、第134条に規定される各種学校は含まれません）に在学する者。

③市税完納証明書（保護者分）

④専修学校への進学を予定している場合は、当該専修学校の募集要項等（学校の内容及び授業料等の内容がわかるもの）を添付してください。

- ・各証明書は市役所税務課・収納課・各連絡所又は、行政局住民福祉課で交付しています。
- ・本人以外の方が代理で上記②・③の証明書の交付を申請する場合、委任状が必要です。ご注意ください。ご家族の証明書の交付を申請する場合も委任状が必要です。
- ・奨学金と併せて入学準備金に応募する場合は、別に入学準備金の願書を提出してください。また、提出書類の内、上記②・③の証明書は、原本を奨学金の願書に添付してください。入学準備金の願書への添付はコピーでも可とします。

（7）提出先

上記の提出書類を期日までに在学する学校に提出してください。その際、学校長に奨学金推薦調書等の作成を依頼してください。学校は、生徒からの上記書類をご確認のうえ、

①田辺市修学奨学生（奨学金）推薦調書（様式2、学校用）

②成績証明書（もしくは成績見込証明書等、直近の成績がわかる書類）

を添付し田辺市教育委員会教育総務課に送付してください。

ただし、現在、大学、短大、専修学校専門課程に在学している方については、（6）の書類に在学証明書及び成績証明書（もしくは成績見込証明書等、直近の成績がわかる書類）を添付のうえ、直接、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所に提出してください。

4. お問い合わせ等は、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所へ

教育委員会教育総務課	電話	0739-26-9941
龍神教育事務所	電話	0739-78-0301
中辺路教育事務所	電話	0739-64-0504
大塔教育事務所	電話	0739-48-0212
本宮教育事務所	電話	0735-42-1164

田辺市修学奨学生所得基準表（※令和6年中所得）

世帯人員	基準額（世帯所得合計額）
1人	171万円
2人	300万円
3人	420万円
4人	534万円
5人	639万円
6人	758万円
7人	870万円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに87万円を世帯人員7人の基準額に加算する。